

## 施設仕様について

主要施設及び付属施設に関する個別仕様は下記のとおりとする。

項 目	条 件	備 考
<b>【屋内温水プール】</b>		
設置目的：余熱を利用したスポーツ健康増進施設の中心的役割を果すものとしてとして設置する。		
プール部分	深さ、幅、コース数	長さ25m、深さ1.2m以上、コース数6コース以上、幅12.4m以上（1コース2.0m×6+0.2×2）とし、スタート台、フック（コースロープ用）、ラダ-ハンドル、水深表示、距離表示等を設置する。
	プールサイド面積	プール端より2m以上確保し、長辺・短辺の片側は5m以上確保する。
	天井高さ	プールサイドレベルより平均5m以上確保する。
	水温、室温	水温は28～29 程度とする。 室温は28～29 程度とする。
	身障者及び高齢者等弱者対応	プール（水中）への出入部分の1個所以上を階段もしくはスロープを利用したものとする。
	備品	コースロープ等必要なものを備える。
更衣室（温浴施設、ジム共）	ロッカー数及び面積	ロッカー数は事業者の集客予想を基本とし設定する。更衣室面積はプール利用客の同時使用率を勘案して設定する。
	身障者及び高齢者等弱者対応	更衣ブースの1個所以上を身障者対応とする。
シャワー室	個数	事業者の想定するプール利用客の同時使用率を勘案して設定する。
	身障者及び高齢者等弱者対応	更衣ブースの1個所以上を身障者対応とする。
洗面コーナー	洗面器個数、洗眼器個数、うがい器個数	事業者の想定するプール利用客の同時使用率を勘案して設定する。
採暖施設	設置する	広さ、方式等は事業者に委ねる。
救護室	設置する	広さ等は事業者に委ねる。
見学スペース	設置する	広さ等は事業者に委ねる。ただし、観覧席としては設けないこととする。

項目		条件	備考	
<b>【温浴施設】</b> 設置目的：スポーツ施設利用後の使用を想定した温浴施設とし、リラクゼーション効果と地域住民のコミュニケーションを促進する意味合いも、あわせ持つものとする。				
浴槽部分	面積、深さ、種類（数）、水質	「公衆浴場の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」及び「公衆浴場における衛生等管理要領について（厚生省生活衛生局指導課長通知）」の施設設置基準、水質基準等に準拠する。同時使用人数は男女各30名以上として計画する（温浴施設全体）。	条件は市側提示の最低基準である。上記の設置目的に即して各々計画する。 水着を着用しないことを前提とした仕様とする。	
洗い場	面積、カラン数、シャワー数			
サウナ				方式、広さ等は事業者に委ねる。
脱衣スペース				プール等と共用としてよいが、入浴後の休憩スペースを確保する。
備品				桶、イス等必要なものを備える。
<b>【会議室】</b> 注1) 設置目的：市民のコミュニケーション促進、地域行事の活性化等の観点から設置する。				
会議室	面積、数	100人程度で利用可能なものを1室以上設置し、これを3室に分割使用が可能な対応とする。	音響設備（マイク・スピーカー）を整備する。	
備品		会議用机、椅子、ホワイトボード等必要なものを各室分備える。		
<b>【ジム】</b> 注1) 設置目的：有酸素運動や筋力トレーニング等の器具を利用した、運動の場を提供するために設置する。				
ジム	面積、必要運動器具・個数	40人程度が同時使用可能な規模とする。	壁面には大型の鏡を設置する。	
備品		運動器具は有酸素運動系、筋力トレーニング系の器具をバランス良く備える。ストレッチ用としてウレタンマット等、健康管理用として血圧計、体重計等必要なものを備える。		

項目		条件	備考
【スタジオ】 注1) 設置目的：特別な器具を用いずに筋力アップ、ストレス解消等の市民の健康増進を図るプログラムを提供するために設置する。			
スタジオ	面積	スタジオを1室以上設置する 面積は200㎡程度確保する。	音響設備(マイク・スピーカー・オーディオ)を設置する。 壁面には大型の鏡を設置する。
備品		必要なものを備える。	
【その他】			
倉庫	面積他	各施設に必要な備品類を収納できる面積を確保する。	
便所	身障者対応他	施設内には使い勝手を考慮した適切位置、個数の便所を配置する。 各フロアに1個所以上身障者対応便所を設置する。	
休憩スペース		広さ15畳以上の畳敷きスペース(和室)2ヶ所を設ける。	運動後や温浴施設利用後の休憩スペースとする。
熱源設備	バックアップ	余熱供給停止時にも確実に施設運営が可能なバックアップシステムとする。	
駐輪場、駐車場	広さ他	利用者予測に基づく、適切な台数設定とする。	表面は舗装仕上げとする(砂利敷不可)。
備品		必要なものを備える。	

(1) 屋内温水プールに係る共通事項

(安全関係)

ピンやめがねなど破損すると危険なものの持ち込みをチェックできる平面計画となるよう留意する。

緊急時の担架やストレッチャーのスムーズな動きを確保するため、外部への動線計画に留意する。

トイレや更衣室など目が届きにくい部分について緊急時に対応するため、緊急通報設備などを考慮する。

身障者及び高齢者等弱者対応に対して監視が行き届くような平面計画となるよう留意する。

(衛生関係)

衛企第45号「遊泳用プールの衛生基準について(環境衛生局長通知)及び岡山市遊泳用プール取扱要綱」を遵守する。

室温と水温の温度差に留意するとともに、吹き出し風によって体感温度が下がらないよう、吹出口の位置、風量、方向に留意した設備とする。

冬季プールから上がった時、トイレ・更衣室・通路等で寒さを感じないように考慮されたものとする。

トイレは、水着を着たまま入ること、濡れた体で入ることなどを考慮されたものとする。

トイレからの臭い、塩素などプール施設独特の臭いについて考慮されたものとする。

( 2 ) 室内温湿度条件

注 1 ) の室内温湿度条件は下記とする。

夏期：温度 2 6 、湿度 5 0 %程度

冬期：温度 2 2 、湿度 4 0 %程度

( 3 ) 居室の遮音性能

a. 室間音圧レベル差に関する適用等級

適用部位	適用等級
プール、ジム、スタジオ、温浴施設と隣接する居室との間の界壁・界床	D-55
上記以外の居室間仕切り壁	D-40

b. 床衝撃音レベルに関する適用等級（重量、軽量衝撃源とも）

適用部位	適用等級
プール、ジム、スタジオ、温浴施設と隣接する居室との間の界床	L-45
上記以外の居室間の界床	L-55

以上